# 教育委員会会議録

平成30年12月26日(水) 午後1時30分 開会 午後3時03分 閉会

- 1 議事日程 別紙のとおり
- 2 出席した委員等平松直巳教育長、廣美里委員、大須賀憲太委員、広沢憲治委員、伊藤志のぶ委員佐々憲一委員
- 3 説明のため出席した職員

新村和昭事務局長、橋本礼子次長兼管理部長、柴田悦己学習教育部長 玉山哲郎生涯学習スポーツ監、須田文清総合教育センター所長、横井英行総務課長 野村均教育企画課長、纐纈知行財務施設課長、稲垣直樹教職員課長 稲葉均福利課長、冨田正美生涯学習課長、小林整次高等学校教育課長 伊藤克仁義務教育課長、北島淳特別支援教育課長、木村誠保健体育スポーツ課長 中田勝徳文化財保護室長、馬場茂インターハイ推進室長、加藤吾郎健康学習室長 伊藤尚巳総務課主幹、稲垣宏恭教育企画課主幹、高橋亮太財務施設課主幹 橋本具征高等学校教育課主幹、畑中丈彦特別支援教育課主幹 大谷健二教育企画課課長補佐

4 前回会議録の承認 平松教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

#### 5 教育長報告

平松教育長が各委員に諮り、報告事項(3)公立学校教職員の懲戒処分については、 人事案件のため、非公開において報告を受けることとした。

- (1) 平成30年12月定例県議会の概要について 横井総務課長が、平成30年12月定例県議会の概要について報告。 平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。
- (2) 平成30年度教育委員会所管12月補正予算(案)について 横井総務課長が、平成30年度教育委員会所管12月補正予算(案)について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

- (3) 公立学校教職員の懲戒処分について 非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項 の規定により、会議録は別途作成。
- (4) 損害賠償の額の決定及び和解について

纐纈財務施設課長が、損害賠償の額の決定及び和解について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(5) 損害賠償請求控訴事件等について

稲垣教職員課長が、損害賠償請求控訴事件等について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(6) 平成32年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施日程について

小林高等学校教育課長が、平成32年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施 日程について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(7) 平成32年度愛知県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選考実施日程について

北島特別支援教育課長が、平成32年度愛知県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選考実施日程について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

- (8) 第2期愛知県特別支援教育推進計画について 北島特別支援教育課長が、第2期愛知県特別支援教育推進計画について報告。 平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。
- (9) 平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について 木村保健体育スポーツ課長が、平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣 等調査の結果について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

#### 6 請願

請願第18号 学校職員(教員も含む)による不祥事(「体罰」暴言等)について、「不祥事(体罰、暴言等)」か、どうかを学校長だけで判断することなく、他の管理職及び教育委員会、庁内人権担当へ相談の上、対応及び、報告書提出等の対応をする事を求める請願。

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者少数」により本請願は不採択とされた。 〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

#### (広沢委員)

不祥事があれば、学校長は教育委員会に速やかに報告しなければならないことを承知しているが、今回の請願にあるとおり、体罰があったにも関わらず、学校から教育委員会に報告しないという事案が起きている。今後、このようなことが起きないために、どのように対応していくのか。

また、体罰等の不祥事について、どうやって根絶に向かっていくのか、今後どういった取組をしていくのかを教えていただきたい。

#### (小林高等学校教育課長)

体罰や体罰と受け取られるような不適切な指導、行き過ぎた指導が生じた 場合、学校から教育委員会への相談・報告体制を作り上げており、校長会に おいて既に指示しているが、今回の事案に基づき、さらなる徹底を図る必要 があると考えている。

そこで、平成31年1月の校長会において、例年県立学校で実施している「体罰防止に向けた取組の状況調査」の指示に併せて、今後は、毎年、高等学校教育課の指導主事から全県立学校の校長に対して直接、報告漏れがないよう指示を徹底するとともに、校内での体罰防止に向けた取組の一層の充実を指示する予定である。

また、根絶への取組についてであるが、教育委員会では体罰防止に係る教員向け指導参考資料として平成26年3月に「全ての子どもが笑顔になるために〜生徒理解と指導力の向上を目指して〜」を作成した。その中で、教員が自らの怒りの特性を理解し、その感情をコントロールする「アンガーマネージメント」を取り上げている。

これについては、「平成29年度教員研修の手引き」にも掲載し、全ての 学校に配付しているが、今後も、全県立学校に対して、本資料を活用した校 内研修の実施を進めていくなど、体罰防止に資する取組を一層充実するよう 指示するとともに、教育委員会が行う不祥事防止に向けた研修の内容を見直 し、改善を図っていく。

# (伊藤委員)

請願者が言うように、不祥事と疑いのある事案については、学校長が判断 するのではなく、第三者に判断をゆだねられる方法を考えていただきたい。

また、アンケート等で生徒からしっかりと事情聴取をされた実績もあると聞いているが、生徒が学校という閉じた世界の中で、アンケートで書いたことを先生が解決してくれると言われても、自分が書いたことが分かってしまうということの心理的なハードルの高さが今までもあったし、常にあると思う。今は、匿名性のある伝え方がいろいろとある。学校においても、匿名性があり、秘密がしっかりと守られる方法があるなら、生徒に対して、もっと周知をしてほしい。

今回の請願に対しての直接的な意見ではないのかもしれないが、問題提起としては重要なポイントだと思う。もしかすると、周知することで誤った情報等がたくさん届いてしまうかもしれない。しかし、生徒に対して、「言ってもいいんだよ。」というメッセージを、これを機会にもう少し違う形で伝える必要があると思う。

請願第19号 学校関係団体 (PTA等) への入会等に関する手引を作成すること を求める請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。 〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

## (廣委員)

PTAと県教育委員会との関係はどうなっているのか。また、PTAへの

入会手続の実態はどうなっているのか。どの程度把握されているのかをお聞きしたい。

## (冨田生涯学習課長)

PTAについては、Parent-Teacher Association の名のとおり、保護者と 教職員により組織され、学校教育の振興と充実、児童生徒の健全育成に向け た有益な活動をする任意団体と認識している。

各PTAは、法的には、社会教育関係団体と位置付けられており、この社会教育関係団体の定義は、社会教育法第10条により、主たる目的として社会教育に関する事業を行う「公の支配に属しない団体」と規定されており、地方公共団体は、統制的支配や事業に干渉を加えることはできないため、教育委員会としては、PTA団体に対しては基本的にノーサポート・ノーコントロールの原則の立場を取っている。

ただし、同法第11条第1項の規定には「求めに応じて、指導・助言を与える」ことができるとされており、各PTA等から指導・助言の求めがあれば、社会教育法の趣旨に沿う形で「専門的技術的指導又は助言」を行っている。

また、愛知県小中学校PTA連絡協議会及び愛知県公立高等学校PTA連合会ともに愛知県内で統一された入会手続方法等は定めていないと聞いているため、教育委員会では、それぞれ個々の活動の運営実態は把握していない。

PTAの規約・会則は、その団体内部にのみ適用されるものとはいえ、憲法・法律等の規定を踏まえたうえで運用することは当然のことであることから、各PTAが定める規約・会則により適正に入会手続がなされていると考えている。

請願第20号 教職員に実質的「休憩時間」を与えることを求める請願 平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。 〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

#### (大須賀委員)

学校運営という場では、対象が児童生徒であるため、工場等のようにしっかりとシフトを決めて休憩を取るというわけにはいかないと思うが、学校ではどのように休憩時間が付与されているのか。

# (稲垣教職員課長)

休憩時間は、学校運営上の必要等を考慮して校長が割り振る。多くの小中学校では、児童生徒が自由に過ごしている昼放課と、授業終了後に分割して付与している。

なお、学校によっては、休憩時間を一斉に与えることなく、給食を教室で

とる担任と職員室でとる職員が、休憩の時間帯をずらすことで、どの時間帯でも、子どもに対応できる職員を配置すること、そして、職員の休憩時間を 確保できるよう弾力的に取り扱っているという学校もある。

請願第21号 「春日井商業高校の2017年10月23日午後1時10分頃の「体罰」 事件について、再度、前校長等の事情聴取等を行い、処分のやり直しをす ることを求める請願」

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

# 7 議案

第30号議案 愛知県立高等学校学則の一部改正について 纐纈財務施設課長が、愛知県立高等学校学則の一部改正について請議。 平松教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。 [委員の主な意見及び事務局の説明]

#### (廣委員)

新城東高校と新城高校が廃校となり、新城有教館高校が設置されるが、新城東高校の作手校舎は存続するということで間違いないか。

## (纐纈財務施設課長)

作手校舎は存続する。

## (廣委員)

議案の内容からは逸れるが、作手校舎は、新城東高校作手校舎としてではなく、新城有教館高校作手校舎として存続するということで間違いないか。 (高橋財務施設課主幹)

作手校舎の取扱いは、まず、新城東高校本校の生徒が在籍する2020年度までは、新城東高校の校舎として存続する。そして、来年度から生徒募集を開始する新城有教館高校が3学年揃う2021年度からは、作手校舎を新城有教館高校の校舎として存続する予定である。

#### (大須賀委員)

先日、新城東高校作手校舎創立120周年記念式典に出席したが、学校というのは、その校名や校歌に親しみ、同窓生やOBがおり、地域に密着しているということを改めて感じた。特に作手校舎は、地域にとっては存在価値の高い大切な学校である。ただ、学校が廃校となることで、いろいろな形で寂しい思いをされる卒業生の方々がたくさんいらっしゃると思う。

私が、「新城有教館」という校名を最初に聞いたとき、「新城東」や「新城」という校名があったにも関わらず、「新城有教館」という名前を使うことに対して違和感を持った。すでに地域の方々の意見を聞いた上で決めていると思うが、今後も、継続して説明をしていってほしいと思う。

## (廣委員)

作手校舎は存続するが、校名は変わる。校名が変わった際、1年間若しくは2年間新城東高校作手校舎として慣れ親しんだ生徒が、新しい校名に変わ

ったとき、どのように感じるのかと思った。

#### (柴田学習教育部長)

廣委員や大須賀委員の発言のとおり、作手校舎の校名について、生徒を始めとした地域の方々に様々な思いがあると考え、地域の方々の意見を伺った上で、この形にさせていただいた。

#### (伊藤委員)

大学の話に例えるが、大学の学部が改組改変して名前が変わった場合、最初にAという学部に入った学生が卒業するまで、そのカリキュラム等は存続する。Bという新しい学部で入学した学生は、その新しいカリキュラムを受ける。実態として、A学部で入学した学生が、B学部の授業を受けて単位を取得することもあるが、A学部の単位として読み直し、卒業証書はA学部で授与する。A学部に入学したらA学部で卒業する。これが私の知る方法である。

## (平松教育長)

伊藤委員の発言にあった例えは、新城東高校本校と新城高校がまさにそうである。

#### (大須賀委員)

作手校舎の場合は、本校と違い、生徒、校舎及びカリキュラム等は変わらず、実質的に変わるのは校名のみである。

民間企業の合併と同じように、学校の統廃合にも様々なスタイルがある。 作手校舎の存続についても、様々な方法がある中で、地域の方々の意見を聞いた上で、最終的にこの形に決まったのだと思う。

繰り返しになるが、作手校舎には、校舎や校歌があり、OBもいる。作手校舎のこれまでの歴史を大切にし、なるべく生徒を始めとした地域の方々に 違和感のないようにしていただきたい。

第31号議案 愛知県立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則の 一部改正について

小林高等学校教育課長が、愛知県立高等学校の通学区域並びに群及びグループ に関する規則の一部改正について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第32号議案 平成31年度学校教育(指導の方針)について

小林高等学校教育課長及び伊藤義務教育課長が、平成31年度学校教育(指導の方針)について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

#### 8 協議題

平松教育長が各委員に諮り、協議題 2019年秋の叙勲候補者選考については、 人事案件のため、非公開において審議することとした。

協議題 2019年秋の叙勲候補者選考について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の

規定により、会議録は別途作成。

9 その他

なし

# 10 特記事項

- (1) 平松教育長が今回の会議録署名人として大須賀委員を指名した。
- (2) 宮崎邦彦氏から、学校職員(教員も含む)による不祥事(「体罰」暴言等) について、「不祥事(体罰、暴言等)」か、どうかを学校長だけで判断することなく、他の管理職及び教育委員会、庁内人権担当へ相談の上、対応及び、報告書提出等の対応をする事を求める請願。について口頭陳述したい旨の申し出があり、平松教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 1名